

労働者派遣法 第23条 第5項にかかる情報提供

株式会社 森晴産業
福岡支店
令和7年4月1日

労働者派遣法 第23条 第5項により開示する情報は、次の通りです。

- 1. 派遣労働者の数 154 名
- 2. 派遣先の数 76 件
- 3. 派遣料金の平均額（1日当たり 8時間換算） 17,518 円
- 4. 派遣労働者の賃金の平均額（1日当たり 8時間換算） 11,410 円
- 5. マージン率（派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額）／派遣料金の平均額 34.9 %
- 6. 労使協定を締結しているか否かの別
協定対象派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者
☐ 労使協定を締結していない
☒ 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和8年3月31日）

- 7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
主たる教育訓練

訓練内容	対象者	訓練方法	実施主体	賃金支給	費用負担
新期採用者訓練	新規採用	OFF-JT	派遣元	通常勤務扱い	無償
技能・職能訓練教育	新規採用/派遣中	OFF-JT	派遣元	通常勤務扱い	無償
ビジネススキル研修	派遣中	OFF-JT	派遣元	通常勤務扱い	無償
リーダー就任研修	派遣中	OFF-JT	派遣元	通常勤務扱い	無償

労働者派遣法 第23条 第5項にかかる情報提供

株式会社 森晴産業
令和7年4月1日

労働者派遣法 第23条 第5項により開示する情報は、次の通りです。

派遣実績無し

- 1. 派遣労働者の数 0 名
- 2. 派遣先の数 0 件
- 3. 派遣料金の平均額（1日当たり 8時間換算） 0 円
- 4. 派遣労働者の賃金の平均額（1日当たり 8時間換算） 0 円
- 5. マージン率（派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額）／派遣料金の平均額 0 %
- 6. 労使協定を締結しているか否かの別
協定対象派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者
☐ 労使協定を締結していない
☒ 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和8年3月31日）

- 7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
主たる教育訓練

訓練内容	対象者	訓練方法	実施主体	賃金支給	費用負担
新期採用者訓練	新規採用	OFF-JT	派遣元	通常勤務扱い	無償
技能・職能訓練教育	新規採用/派遣中	OFF-JT	派遣元	通常勤務扱い	無償
ビジネススキル研修	派遣中	OFF-JT	派遣元	通常勤務扱い	無償
リーダー就任研修	派遣中	OFF-JT	派遣元	通常勤務扱い	無償